

# パラスポーツサポーター 養成講習会

パラスポーツサポーターは、パラスポーツ等のイベント運営を補助するボランティアです。  
講習会受講後は「荒川区パラスポーツサポーター」に登録され、区のさまざまなスポーツイベントで活動できます。

- 期 日** 9月1日(月)……区役所3階304会議室  
9月11日(木)……荒川総合スポーツセンター1階小体育室  
※全2回
- 時 間** 午後7時～9時
- 対 象** 区内在住・在勤・在学の18歳以上で、受講後にサポーターとして活動できる方
- 定 員** 25人(申込順)
- 内 容** パラスポーツに関する講義、車いすの介助・パラスポーツ体験
- 講 師** 東京都障害者スポーツ指導員協議会荒川会長・神保秀久氏
- 持ち物** 筆記用具(1日のみ)・室内用運動靴(11日のみ) ※動きやすい服装で
- 申込み** 8月1日(金)～21日(木)に来所・電話・荒川区ホームページ  
**問合せ** (右の二次元コード)で、区役所3階スポーツ振興課スポーツ事業係 ☎(3802)4589



## 都営住宅の入居者を募集

- 募集戸数** ①家族向け(ひとり親世帯・高齢者世帯・心身障がい者世帯・多子世帯・特に所得の低い一般世帯・車いす使用者世帯向け)……716戸(ポイント方式)  
②単身者向け・単身者用車いす使用者向け・シルバーピア……297戸(抽選。居室内で病死等があった住宅を含む)
- 入居資格** ▶都内に居住している  
▶住宅に困っている ▶所得が定められた基準に該当する 等  
※入居資格等の詳細は、募集案内をご覧ください

- 申込書・募集案内の配布**
- 期 間** 8月1日(金)～12日(火)  
※区役所、各区民事務所(出・日・祝等を除く)  
※申込書等がなくなりしだい終了
- 場 所** 区役所1階総合案内・北庁舎2階住まい街づくり課、各区民事務所・ふれあい館、ムーブ町屋、日暮里サニーホール
- 申 込 み** 8月18日(月)までに郵送で、申込書を、渋谷郵便局必着  
※都営住宅入居者募集サイト ([https://www.juutaku-seisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei\\_online/index.html](https://www.juutaku-seisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_online/index.html)) での申し込み可

**応募・問合せ** ▶事業全体について……J K K 東京都営住宅募集センター ☎0570(010)810 ※8月1日(金)～18日(月)  
▶都営住宅入居者募集サイトについて……都営住宅入居者募集サイトコールセンター ☎0570(050)410

後期高齢者医療

## 自己負担割合が2割の方へ

# 負担軽減措置が終了します

令和4年10月1日から実施していた自己負担割合が2割の方への外来医療の負担軽減措置(配慮措置)は、9月30日(火)の診療で終了します。  
10月1日(水)からの自己負担限度額は、**下表**のとおりです。

### ◆1か月の自己負担限度額

負担割合	所得区分	外来+入院(世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	
3割	現役並み所得Ⅲ(課税所得690万円以上)	25万2600円+(10割分の医療費-84万2000円)×1%〈多数回14万100円*2〉	
	現役並み所得Ⅱ(課税所得380万円以上)	16万7400円+(10割分の医療費-55万8000円)×1%〈多数回9万3000円*2〉	
	現役並み所得Ⅰ(課税所得145万円以上)	8万100円+(10割分の医療費-26万7000円)×1%〈多数回4万4400円*2〉	
2割	一般Ⅱ	1万8000円〈年間上限14万4000円〉	
	一般Ⅰ	5万7600円〈多数回4万4400円*2〉	
1割	住民税非課税等*1	区分Ⅱ	2万4600円
		区分Ⅰ	1万5000円
		8000円	

※1 区分Ⅱ……住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方  
区分Ⅰ……①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入は80万6700円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算)、または②住民税非課税世帯であり、高齢福祉年金を受給している方

※2 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険(他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済)で該当していた回数は含みません

**問合せ** ▶制度内容について……東京都後期高齢者医療広域連合問合せセンター ☎0570(086)519  
▶個別の内容について……国保年金課後期高齢者医療係 ☎(3802)4148